

報道機関各位



北九州市にとって「初」の取組み!

『地域おこし協力隊』を募集します!



北九州市では、国の地域おこし協力隊制度を活用し、小倉南区合馬地区にある合馬農産物直売所の活性化や地域の農業振興を図る活動を行っていただける方（応募条件あり）を募集します。

つきましては、より多くの方に応募していただくため、本募集の告知にご協力いただきますようお願いいたします。

1 地域おこし協力隊とは

三大都市圏をはじめとする都市地域等から北九州市に移住した人を、地域おこし協力隊として委嘱し、地域協力活動に従事してもらいながら、その地域へ定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図る取組みです。

2 活動内容

- ・直売所の活性化（直売所の運営支援、広報活動、独自のイベントの企画・運営、移動販売等）
- ・地元と連携した農林業の課題解決に向けた取組み（農家支援、耕作放棄地や放置竹林の解消にむけた取組み等）

※地域課題と隊員の希望とを勘案し、地域と相談しながら実施していきます。

3 募集人数 2名

4 選考方法 書類審査および面接

5 募集期間

令和6年5月16日（木）～ 令和6年6月17日（月）必着



6 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、郵送にてご提出ください。

※詳しくは市ホームページ（URL：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10900320.html>）

でご確認ください。

【問い合わせ先・提出先】

北九州市小倉北区城内1-1

産業経済局農林課

おざき しももと
尾崎（係長）・下元（課長）（電話：093-582-2078）

令和6年度北九州市地域おこし協力隊募集要項

北九州市は、関門海峡を隔てて本州に面した九州の最北端に位置するまちです。中心市街地である小倉は、九州の玄関口としてすべての新幹線が停車し、利便性にも優れています。

製造業中心に発展してきた都市であるものの、小倉南区南部や若松区西部を中心に農地が分布し、市域の4割を森林が占め、日本海（豊前海）と瀬戸内海（豊前海）の両方に面するなど自然に恵まれており、市民に身近なところで農林水産業が営まれています。

都市機能が充実した暮らしやすい都市でありながら、海や山が身近に感じられる、都市と自然が融合した町です。「都会の便利さも、地方ののんびりとした雰囲気も欲しい。」その様な方にぴったりなのが北九州市です。

北九州市で、この度、「農」を核とした地域おこし活動を行う隊員を募集します。

活動のフィールドは、品質の高い「合馬たけのこ」で有名な小倉南区合馬地区の「合馬農産物直売所」です。

「合馬農産物直売所」は地域主体で運営する直売所として平成11年に開設されました。地元産野菜の販売のほか、3～4月は旬のたけのこを求めて早朝から行列ができるなど、地元農家の収入源となる重要な地域拠点です。

この直売所も設置から20年以上が経過し、高齢化による組合員の減少や競合店舗の増加による商品数の減少、施設の老朽化など、経営状況は非常に厳しいものになっています。

地域おこし協力隊のミッションは、直売所を中心に組合員と協力しながら活動を行い、直売所を農家にとって「稼げる」販売拠点に、そして利用者にとって

「生活に彩り」をもたらす交流拠点として活性化し、地域の農業振興を図ることです。



合馬地区は、中心市街地から車で約30分ほどですが、のどかな田園風景が広がる美しい地区です。当地区には高齢化の進展、農家数の減少、耕作放棄地の発生、放置竹林の拡大など、様々な地域課題もある一方で、約91万人の市民の需要を背景とした市場性、市内の企業・大学など多様な主体との連携、農村資源を活用した都市住民との交流などの可能性も有しているなど、活動の題材にあふれています。

また、なにより共に活動する合馬地区の住民は、地域主体のまちづくりを行う「自主性」や、特産品の開発や独自イベントを企画・実施する「創造性」、大学生の地域活動の受け入れや漁師と協働した森づくりを実施する「受容性」があり、あなたの力強い仲間となってくれるはずです。

新たな合馬っ子として、組合員と協力し、直売所から地域を元気にするために頑張ってくれるあなたのチャレンジをお待ちしています。

1 活動内容

北九州市小倉南区の「合馬農産物直売所」の組合員と協力し、同直売所の振興にむけた以下の活動を行います。

(1) メインの活動

直売所の振興活動

- ・直売所の運営支援（直売所営業日：水・土・日曜日）
どうしたら直売所が発展するかを考えて役員会で提案し、役員と協力して実施していきます。（実習から開始し、運営に慣れていきます。）
- ・広報活動（Instagramによる直売所の情報発信、広報誌作成）
合馬農産物直売所のファンを増やすための既存の媒体や新たな媒体による情報発信を考え、実施していきます。
- ・独自イベントの企画、運営
合馬でとれた新米や合馬たけのこを使ったイベント、収穫体験等さまざまなイベントなどを検討し、定期的に開催していきます。
- ・地域イベントへの参加
- ・商品充実に向けた施策の検討・実施
※集荷や移動販売などを実施していく予定です。

(2) 地域と協議しながら実施するプラスアルファの活動

地元と連携した農林業の課題解決に向けた取組

- ・(例1) 農家支援（野菜栽培、米栽培、たけのこ栽培）
 - ・(例2) 地元生産者団体と協力し、耕作放棄地及び放置竹林の解消
 - ・(例3) 空き家対策に向けた取り組み（DIYによる自宅又は2拠点住宅）
- ※地域課題と隊員の希望とを勘案し、地域と相談しながら実施していきます。

【業務のビジョン（イメージ）】

1年目	<ul style="list-style-type: none">・地域イベントへ参加し、直売所組合員、生産者等と面識を広げる。・直売所スタッフとして実習しながら、SNS等による広報を行う。・自ら設定した取組目標の達成に向けた活動を行うほか、上記活動の中から課題を発見し、2年目に繋げていく。
2年目	<ul style="list-style-type: none">・地元住民と連携しながら、農林業の課題に取り組む。・直売所のPRに関するイベントの企画・運営をする。・生産者の協力を得ながら、農作物の栽培にチャレンジ。
3年目	<ul style="list-style-type: none">・直売所の運営、イベント開催を行いながら、経営安定に向け、農産物の集荷や移動販売等に取り組む。・2年間の隊員経験を活かし、自分で考えたアイデアを実行。

※このイメージはあくまで一例です。業務については、地域や市と十分に協議し、それぞれが共通認識を持った上で、進捗状況に応じた取組を行っていただきます。

2 応募条件

- ・地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たしている方

※条件に適合するかどうかは国の地域要件確認表で確認いただくか、

(総務省HP) https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・北九州市の地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動できる方
- ・隊員として委嘱後に北九州市内に住民票及び生活拠点を移すことのできる方
- ・普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方
- ・基本的なパソコン操作 (Word・Excel)、インターネットや SNS 等を活用できる方

【次のいずれにも該当しないこと】

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

<求める人物像>

- ・協調性や地域に溶け込む意思を有し、かつ、誠実に任務を遂行でできる方
- ・地域活性化に意欲があり、行政や地域住民とのコミュニケーションが図れ、積極的に活動ができる方
- ・合馬地区の地域性を理解し受け入れる気持ちがある方
- ・地域のイベントや伝統行事の継承に関心を持ち、可能な範囲で積極的に参加できる方

【こんな人物は大歓迎です！】

直売所や地域の人のお話にしつかりと耳を傾け、普段の会話の中から問題点を聞き出してくれる聴き上手な人

長年守り続けてきた直売所に対する地域の人々の「想い」を大切にしながら、その発展に向けて考え、行動するフットワークの軽い人

「関わった人を笑顔にする」という視点を大切にして、失敗してもへこたれないユーモアのある人



3 募集人数

2名

4 活動地域

合馬農産物直売所(北九州市小倉南区合馬 1733-1)

※本市指定の住宅に居住して活動をしていただきます。

5 委嘱形態・契約期間

(1) 個人事業主として市と委託契約を締結します。

※市との雇用関係はありません。

(2) 当初の委嘱期間は、契約日から同一年度の年度末までとなります。

ただし、業務の実績等を勘案し、最初の契約開始日から起算して最長で3年間まで延長(契約更新)することができます。

(3) 副業については、地域おこし協力隊業務に支障のない範囲であれば可能とします。

6 委託料

下記の(1)、(2)が対象となります。

なお、生活に必要な家財道具、家電製品、光熱水費等は自己負担です。

(1) 報償費相当分

年間2, 796千円以内(契約期間および月の活動日数等により限度額は異なる)

※個人で国民年金、国民健康保険に加入していただきます。

(2) 地域活動に必要な経費相当分

年間2, 000千円以内(契約期間により限度額は異なる)

・住居、活動用車両の借上費

※地域振興活動を目的とした活動のため、着任当初は集落内の指定の賃貸住宅に居住していただきます。(家賃は活動費で支出可能)

・活動旅費等移動に要する経費

・作業道具、消耗品等に要する経費

(例:文房具、プリンター用インク、印刷用紙、記録用デジカメ等)

・隊員の研修に要する経費(旅費及び参加費)

※活動に必要な経費を請求する場合は、市の指定する請求書に領収書を添えて活動月の翌月の5日までに市に提出していただきます。

7 応募方法（郵送のみ）

- (1) 応募期限 令和6年6月17日（月） 必着
- (2) 提出書類 ①北九州市地域おこし協力隊応募用紙（所定様式）
②住民票（3ヶ月以内に取得したもの）
③普通自動車運転免許証の写し
- (3) 応募先 11 応募・お問い合わせ先を参照

8 選考方法

選考については、締切日で取りまとめ、第1次選考を行います。第1次選考は書類選考、第2次選考は面接とします。

(1) 第1次選考

応募用紙をもとに書類選考をします。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接試験）を行います。日時及び場所などの詳細については、別途お知らせします。

(3) その他

応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。

9 活動開始予定日

活動開始日は、令和6年7月中旬以降（最終選考合格者との相談のうえ決定）から令和7年3月末まで

※最長3年まで1年ごとに契約延長あり

10 その他

- (1) 選考中及び業務中に発生した事故について、原則として市は一切の責任を負いません。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格者でなくなり、契約取り消しとなる場合があります。

11 応募・お問い合わせ先

産業経済局農林水産部農林課

管理係（担当：久野、尾崎^{くのおぎ}）

〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2078（直通） FAX：093-582-1202

Mail：san-nourin@city.kitakyushu.lg.jp